

(一社)岩手県建設業協会事業活動に関する行動憲章

平成 23 年 3 月 11 日に襲った東日本大震災は、本県沿岸部に甚大な被害をもたらしました。

被災地の復旧・復興は、全県民が一丸となって取り組むべき重要かつ緊急の課題です。当協会及び会員企業は、自ら被災しつつも発災直後から道路の啓開やがれき撤去作業に従事し、その後も復興・復旧工事に総力を挙げて取り組んできたところです。

建設産業は、県民の生命・財産を守るため、災害時における応急復旧活動や河川・道路等の維持修繕活動などに従事し、地域の安全・安心の確保に貢献しています。また、良質な社会資本の整備はもとより、地域における基幹産業として雇用の維持・確保を図ることによって地域経済に貢献をしています。

「企業の社会的責任 (CSR)」が企業評価の重要な要素となっている中で、経済的利益のみを追求するのではなく、社会貢献、環境保全、法令遵守等の幅広い分野における社会的要請に積極的に応えるため、各種社会貢献活動を進めてきたところです。

会員企業による震災への献身的な取り組み、復旧・復興工事の進展等によって、地域建設業の重要性が改めて県民に理解されるようになった矢先の平成 25 年 2 月、花巻市発注工事における競売入札妨害罪で会員企業の経営陣が逮捕される事件が発生しました。

当協会はこれまで、不祥事件の再発防止策として法令遵守への取り組みを強化してきましたが、今般再びこのような事件が発生したことは誠に遺憾です。

建設業界が広く県民・社会からより信頼される産業となるため、これまで以上にコンプライアンスの徹底・強化を図るとともに、経営の近代化と財務の強化、社会貢献への取り組みを進め、地域における基幹産業としての使命と社会的責任を果たさなければなりません。

岩手県建設業協会は、こうした社会的役割と責任を十分に果たしていくため、関係法令の遵守と企業倫理の一層の高揚に努めるとともに、企業・業界の在り方を抜本的に改善することを目指して、平成 12 年に策定した「(社)岩手県建設業協会事業活動に関する行動憲章」を改定し、次の項目に継続的に取り組んでいくことを宣言します。

1 法令の遵守

法令遵守はあらゆる企業活動の基本であり、「建設業法」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)等の関係法令の遵守と、「刑法」(談合罪)に抵触する行為の排除を徹底します。

また、社会からの信頼に応える公正かつ透明な事業活動に、役員・会員経営者自らが率先垂範して取り組むとともに、社内体制の整備と企業倫理の構築に努めます。

2 品質の確保と信頼される施工

良質な社会資本を社会に提供するという使命を深く認識し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の精神を尊重して、優良な施工体制・品質が確保できる適正な価格での受注に努めます。

工事品質、安全対策、労働条件等へ悪影響を及ぼす低価格受注は行いません。

県民の安全・安心と高齢化社会の到来を踏まえ、社会環境整備において「建築基準法」等の関係法令を遵守し、県民・社会から信頼される施工に努めます。

3 技術者・技能者の確保と技術・技能の継承並びに適正な労働環境の維持と改善

技術者・技能者の確保と技術力の研鑽に取り組み、将来にわたって技術・技能の継承ができる環

境整備に努めます。

従業員の安全と健康の維持・確保を最優先し、安全で快適な職場環境を確保するために、「労働基準法」、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守するとともに、労働安全衛生対策を日常的に推進する体制整備に努めます。

また、地域の主要産業として雇用を守り、若者の入職促進や、従業員が将来展望を描ける雇用労働条件の確保に努めます。

4 環境問題への積極的対応

地球温暖化や環境汚染等の環境問題の重要性を認識し、地球環境の維持・保全に努めます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」等の関係法令を遵守し、環境問題に対する意識の高揚と体制整備を図るとともに、持続可能な循環型社会の形成に向けて、リサイクル等の推進、建設副産物の適正処理、アスベスト等有害物質対策の徹底等に真摯に取り組みます。

5 暴力団等の排除

建設業からの暴力団等の排除については、警察、発注者との連携を強化してこれまで以上に厳正に対処し、全ての建設工事において暴力団等による不正行為や不当介入の根絶に努めます。

また、このような事態が発生した場合は、警察、発注者に対して速やかに通報するとともに、捜査に必要な協力を行います。

6 地域社会への貢献

建設業としての特性を生かし地域住民の安全・安心を確保するため、国・県・市町村との災害協定に基づく応急復旧活動をはじめ、様々な災害対応活動に取り組みます。

また、地域社会の一員として、河川・道路等の環境保全・美化活動など社会貢献活動に積極的に取り組むとともに、情報の提供を行うことによって、県民の理解と信頼を得られるように努めます。

7 行動憲章の周知・徹底

本協会及び会員企業は、この行動憲章を尊重して法令遵守体制の整備に積極的に取り組むとともに、従業員はもとより関係事業者等への周知・徹底に努めます。

また、この憲章に反する行為・事態が発生した場合は問題解決に全力で取り組み、原因究明と再発防止に努めます。

平成25年8月7日
一般社団法人 岩手県建設業協会